

平成 2 5 年 藤枝市議会 9 月定例会

健康福祉委員会委員長報告書

(議案審査)

平成 2 5 年 1 0 月 2 日

[本 会 議]

健康福祉委員会に付託されました、議案7件の審査の経過と結果について、主な質疑を中心に御報告いたします。

最初に、第53号議案「平成25年度藤枝市一般会計補正 予算（第2号）」のうち、本委員会に分割付託されました費目について、申し上げます。

初めに、「3款1項1目、災害時要援護者支援対策事業費について、地理情報支援システムの活用について、地元自主防災会及び所管する庁内関係課との連携はどう構築されていくか、また、システム構築により、情報が一元化されるが、個人情報の開示はどうなるのか、伺う。」という質疑があり、

これに対して、「活用については、福祉、防災だけにとどまらず、施策的にも利用していく考えであり、全庁的に研究をしていく。また、新システムでの情報開示については、今後、庁内で十分協議していく。」という答弁がありました。

次に、「3款3項1目、子ども・子育て会議委員報酬について、委員を15名にした妥当性、根拠は何か伺う。」という質疑があり、

これに対して、「子ども・子育て会議に内容を引き継ぐことになる「子育て支援推進協議会」の委員17名を参考にして15名でスタートする。なお、選出委員は各分野からバランスよく選出したい。」という答弁がありました。

次に、「4款1項1目、成人の風しんワクチン接種費について、対象者2,800人分とあるが、この人数の根拠及び補助の内容について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「妊娠を希望する女性が1年間に出産する人数が1,100人で、実際には3倍の方が希望しており、そのうち大体4割ぐらいが申請すると予想し、その人数が1,320人、また、妊婦の同居家族については、県の試算を参考とし、両方合わせて、約2,800人と想定した。また、補助内容については、7月から、市が補助する麻しん風しん混合ワクチン接種費5,000円の2分の1を補助する県の制度ができ実施している。」という答弁がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第54号議案「平成25年度藤枝市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第58号議案 「藤枝市子ども・子育て会議条例」について、申し上げます。

初めに、「子ども・子育て会議の推進・運営について問う。」という質疑があり、

これに対して、「条例第7条で、この会議の庶務は児童福祉を所掌する課と規定し、市長部局の健康福祉部が所管するが、教育委員会等の他の部局とも十分に連携を図りたい。」

という答弁がありました。

次に、「子ども・子育て会議の組織について、市長が適当と認める者という第４号委員に、子育て支援を受ける人たちを雇用する事業主は含まれるか、伺う。」という質疑があり、

これに対して、「第４号委員４名の内１名は事業主から選出する。」という答弁がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、

第５９号議案 「藤枝市介護保険条例の一部を改正する条例」、

第６０号議案 「藤枝市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」、

第６１号議案 「藤枝市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」、について申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第６２号議案 「藤枝市立総合病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」、について申し上げます。

初めに、「体外衝撃波疼痛装置について、保険診療の適用外となる患者数は、どのくらいを見込んでいるのか、伺う。」という質疑があり、

これに対して、「保険診療の適用外となる、いわゆる自由診療の対象者は、新規患者として概ね年間７０人前後を見込んでいる。」という答弁がありました。

次に、「装置の導入や治療効果等について、近隣への情報提供は具体的にどのように行っているのか、伺う。」という質疑があり、

これに対して、「新聞に情報提供し、取り上げていただいた結果、県内に限らず県外からも多数の問い合わせが殺到している。」という答弁がありました。

このほか特にご報告する質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。